

令和3年度

第1回 関市公共交通活性化協議会

議案書

令和3年6月29日（火）午後2時

関市役所 6階大会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(令和3年6月29日出席者名簿)

任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日

区分	氏名	所属及び職名	代理	随行者	
1	学識経験者	福本 雅之	名古屋大学 客員准教授		
2	事業者代表	林 直樹	公益社団法人岐阜県バス協会 専務理事		
3		相宮 一夫	岐阜乗合自動車(株) 取締役営業管理部長	同社 次長 鷺見 高志	同社 主任 齋藤 浩太
4		西野 秀紀	(株)ドライビングサービス 取締役社長		
5		成田 和夫	岐阜交通東部(株) 営業部長		
6		佐々木 綱行	長良川鉄道(株) 取締役運輸部長	欠席	
7		市民・利用者代表	櫻井 寛和	関市自治会連合会 副会長	
8	澤井 基光		関市社会福祉協議会 会長	欠席	
9	江崎 久夫		関市老人クラブ連合会 会長		
10	粟倉 元臣		関商工会議所 副会頭		
11	河合 栄潤		関市PTA連合会 副会長		
12	金城 淑子		関市女性連絡協議会 理事		
13	岐阜運輸支局	伊藤 一智	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官		
14	運転手組合代表	正村 明	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長		
15	岐阜県公共交通課	前田 寛徳	岐阜県都市建築部都市公園整備局 公共交通課長	同課 主査 栗山 徹子	
16	道路管理者	中村 澄之	国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所 管理第一課長		
17		内川 靖	岐阜県県土整備部美濃土木事務所 道路課道路調整監	欠席	
18	関警察署	土屋 公彦	関警察署 交通課長		
19	関市	山下 清司	関市 副市長		
20		山田 達史	関市 基盤整備部長		

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和2年度決算及び会計監査報告について

議案第3号 生活交通確保維持改善計画について

※令和3年度事業計画及び令和3年度予算（議決済）については、P20～P23参照

4 報告

報告第1号 地域公共交通確保維持事業の二次評価結果について

報告第2号 関市地域公共交通計画について

5 その他

6 閉会

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、関市地域公共交通網形成計画の目標を達成するための事業の実施、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議を行いました。

1 関市地域公共交通網形成計画の目標を達成するための事業の実施

目標番号	事業内容	実施有無	実施内容・未実施理由
1-1	公共交通の運行	○	令和2年12月に路線別の評価基準値に基づき、評価を行い、課題を明確にし、対応方針を打ち出しました。
1-2	バス路線の再編	○	令和2年10月から市街地病院循環線廃止、関板取線経路変更、デマンドバス乗降所新設など市街地路線を再編しました。また、地域の要望に合わせてバス乗降所を新設しました。
1-3	交通結節点の整備・改善	○	ほらどキウイプラザ駐輪場（15台）を新設しました。
1-4	バス停環境の改善	○	令和3年2月に県・関警察署・バス事業者・市の4者で現地立会のもと、バス停留所の安全性確保対策について検討しました。
1-5	バス・鉄道の連携強化	○	令和3年1月に長良川鉄道沿線5市町（郡上・美濃・関・富加・美濃加茂）で長良川鉄道の再構築を検討する中で、各市町の鉄道・バス・タクシー・スクールバスやシャトルバスなどの接続状況を確認し、MaaS導入やキャッシュレス決済に関する課題を共有しました。
2-1	市内における統一的な運賃体系の構築	—	地域内バスの有償化後に実施予定。
2-2	お得な共通定期券の導入	—	地域内バスの有償化と【2-1】市内における運賃体系の見直し後に実施予定。
2-3	学生通学支援補助制度の導入	○	①長良川鉄道の通学定期乗車券を利用し、関シティバスとの乗り継ぎにより通学する市内在住の高校生の保護者を対象にバス運賃を補助しました。 令和2年度実績 5名37月分(前年比+1名+2月分) ②高速名古屋線の通学定期乗車券を利用し、通学する市内在住の大学生等を対象に通学定期乗車券の購入費を補助しました。 令和2年度実績 41名148月分(前年比-21名-249月分)

目標番号	事業内容	実施有無	実施内容・未実施理由
3-1	交通総合マップ・時刻表の作成	○	バス路線やバス乗降所等の見直しに合わせて、鉄道、バス、乗合タクシーの路線図や時刻表を作成し、市内に全戸配布し、公共交通の利用促進を図りました。
3-2	路線バスの旅「企画乗車券」の導入	○	岐阜バスと連携し、路線バスの往復乗車券と武芸川温泉又は上之保温泉施設の入浴券をセットにしたお得なきっぷの販売を実施しました。
3-3	バスロケーションシステム等の導入	○	各種民間乗継案内サービス提供企業（路線図ドットコムとナビタイム）へ路線図や時刻表のデータの情報提供を行い、GoogleMAPで経路検索できるようオープンデータを更新しました。
3-4	イベント装飾バス・ラッピングバスの実施	○	令和2年12月にクリスマスをテーマにしたバス装飾イベントを企画し、富岡保育園の園児（31名）が参加しました。装飾したバスは、12月19日から12月27日まで市内を運行しました。
3-5	バスタクシー車両のバリアフリー化	○	高齢者が利用しやすいように補助ステップと乗降用手摺を取り入れたバスを武芸川地域に1台、板取地域に2台購入しました。
4-1	自家所有有償運送事業の運営体制の構築	○	有償化に向けて体制を強化するため、運行管理者等基礎講習及び一般講習、整備管理者選任前研修の受講を奨励しました。
4-2	地域内における新たな移動手段の導入支援	○	美濃市が運行する乗り合いタクシーと洞戸地域内バスの乗り継ぎについて地域から要望があったので、美濃市と協議し、令和2年8月から面平バス停留所への乗り入れが可能になりました。
4-3	高速バス・岐阜関線の利用促進	○	岐阜バスと連携して令和3年3月22日から土日祝限定1日乗り放題のホリデーバスの販売を開始しました。
4-4	バス乗り方教室の実施	○	関市西地域包括支援センターと連携して次のとおりバスの乗り方教室を開催しました。 <u>実施日</u> 令和2年11月12日、27日、12月3日の3日間 <u>場 所</u> 武芸川老人福祉センター <u>参加者</u> 武芸川地域在住の65歳以上（9名）
4-5	学生を対象とした公共交通利用のきっかけづくり	○	学生通学支援補助制度PRのため、高速名古屋線や長良川鉄道の通学定期乗車券購入時に窓口でちらし（制度内容等）を配布しました。 高校に進学する中学3年生を対象にちらし（補助制度や高校別通学方法等）を配布しました。（P18, 19参照） また、若者のバス利用促進のためのバスPR動画を一般市民の協力を得て作成し、YouTubeで視聴できるようにしました。

2 輸送サービスの実現に必要な事項

(1) 第1回協議会

①バス停留所及び乗降所の新設・廃止

路線名	新設	廃止
関板取線	せき東山 平賀7丁目 富岡ふれあいセンター前 ゲンキーせき東新店前 スーパーセンターオークワ関店 稲河 関高校口・桜ヶ丘 寿町 神明町 梅ヶ枝町	西本郷通6丁目 円保通1丁目 関仲町郵便局前 旭ヶ丘2丁目 関口駅前 弥生町 関高校前 天徳町
関上之保線	上之保事務所	川合車庫 上之保川合
上之保・関商工線	上之保事務所	川合車庫 上之保川合
買い物循環線	富岡ふれあいセンター前	無し
市街地病院循環線	無し	全バス停(路線廃止のため)
わかくさ・小金田線	こがねだ診療所 <small>しもくらちなか</small> 下倉知中	無し
わかくさ・富野線	東山公民センター前 東本郷通6丁目 中池公園口	無し
わかくさ・迫間線	関仲町郵便局前 旭ヶ丘2丁目 弥生町 天徳町	無し
わかくさ・田原線	肥田瀬島 肥田瀬 旭ヶ丘2丁目 関仲町郵便局前	無し
デマンド乗合タクシー(関地区)	早川医院	無し

②バス停留所の位置変更…関板取線、「桜ヶ丘」停留所(下りのみ)

③バス停留所の名称変更…関板取線

変更前	「桜ヶ丘」停留所(上りのみ)
変更後	「関高校口・桜ヶ丘」停留所

(2) 第2回協議会

バス乗降所の新設・廃止

路線名	新設	廃止
わかくさ・田原線	ふる里農園美の関	無し
わかくさ・向山線	今峰クリニック前	無し

(3) 書面表決

①令和2年11月24日議決

- 年末年始限定フリーきっぷの設定

対象路線	岐阜板取線、関上之保線、関板取線
期 間	令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで
発 売 額	1,500円（小人、障がい者運賃も同額）

②令和3年2月18日議決

- 平日昼間帯限定1日乗車券の設定

対象路線	岐阜板取線 ※関シティバス、関上之保線、関板取線、牧谷線は対象外
期 間	令和3年5月6日（木）から令和3年9月30日（木）までの平日 昼間帯（10時～16時）
発 売 額	500円（小人、障がい者運賃も同額）

- 土日祝日1日乗車券の設定

対象路線	岐阜板取線、関シティバス（デマンドバス及びデマンドタクシーを除く）、関上之保線、関板取線、牧谷線
期 間	令和3年4月3日（土）から令和3年6月27日（日）までの土日 祝日
発 売 額	500円（小人、障がい者運賃も同額）

3 生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議

地域公共交通の確保・維持・改善のために、6月開催の第1回協議会で議論し、策定しました。

議案第2号

令和2年度決算

【収入の部】

(単位：円)

	予算額	決算額	比較	備考
1 補助金	922,160	922,160	0	市補助金
2 預金利子	840	6	△834	預金利息
収入合計	923,000	922,166	△834	

【支出の部】

(単位：円)

	予算額	決算額	比較	備考
1 会議費	472,000	226,012	245,988	費用弁償
2 事務費	144,000	41,336	102,664	振込手数料等
3 事業費	306,160	10,227	295,933	バス動画撮影 バスの乗り方教室 イベントバス装飾
4 予備費	840	0	840	
支出合計	923,000	277,575	645,425	

収入 922,166 円 - 支出 277,575 円 = 差額 644,591 円

※差額 644,591 円は、関市へ返還しました。

会計監査報告

令和3年4月21日に、関市公共交通活性化協議会の令和2年度決算について、預金通帳、証拠書類及び諸帳簿により監査したところ、適正かつ正確に執行されていることを認めましたので、関市公共交通活性化協議会規約第5条第5項の規定により報告します。

令和3年 4月 21日

監 事 関市老人クラブ連合会

江崎 久夫 (印)

監 事 関市女性連絡協議会

金城 淑子 (印)

※会計監査報告の原本は、事務局で保管しています。

議案第3号

生活交通確保維持改善計画について

関シティバスは平成21年10月から試行運行を行い、平成23年10月から本格運行を開始し、地域公共交通確保維持改善事業と位置づけ、以後継続して事業を行っています。令和4年度（R3.10～R4.9）についても、事業を推進するにあたり生活交通確保維持改善計画を策定します。

「生活交通確保維持改善計画」とは・・・

根拠 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

目的 地域公共交通の確保・維持・改善のために、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握し、当協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供を図るための取組についての計画

<該当路線>

- (1) わかくさ・小金田線
- (2) わかくさ・千疋線
- (3) 関板取線

国庫補助金に関するスケジュールについては令和3年度と同じです。

【令和4年度事業（R3.10～R4.9）に関するスケジュール】

令和3年 6月	確保維持改善計画策定
令和3年 9月	確保維持改善計画認定
令和3年10月	
↓	事業実施
令和4年 9月	
令和4年11月	補助金交付申請
令和5年 2月	交付決定及び額の確定
令和5年 3月	補助金交付

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月 日

（名称）関市公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
関市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>（1）事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none">・関市は岐阜県中心部に位置し、平成17年2月に周辺5町村を編入合併して、市域が102.40k㎡から472.33k㎡と4.6倍に拡大し、美濃市の全域と郡上市の南部地域をV字型で囲む変則的かつ広大な市域となっている。・市の公共交通は、唯一の鉄道である長良川鉄道が、市の中心部である関地域を南北に走り、中濃地域の基幹的交通機関となっているものの、市域の大部分の公共交通サービスは、バスが担っている。・高齢化、長寿化により、市の高齢化率は年々上昇しており、特に合併した中山間地域では、高齢化率が30%を超え、高齢化、過疎化の進展が著しい状況にある。また、少子化により、通学で公共交通を利用する機会の多い高校の生徒数は、平成12年以降、減少傾向が続いている。・このような状況の中、公共交通サービスを維持確保するためには、より多くの市民が公共交通を利用する必要があり、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められる。・これを実現するためには、利用しやすい交通体系の構築が必要となり、市民ニーズに応じた生活交通を確保すること目的として、平成28年度に策定した関市地域公共交通網形成計画に基づき地域公共交通確保維持改善事業に取り組むものである。 <p>（2）事業の必要性</p> <p>地域公共交通ネットワークを確保するためには、地域の特性にあった公共交通サービスを提供する必要があり、地域特性に応じて以下のフィーダーバス路線を確保するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・関板取線 （ほらどキウイプラザで地域間幹線である岐阜板取線と接続） 板取、洞戸及び武芸川の中山間地域の通勤、通学需要や通院、買物時の移動支援のため、関市の中心市街地と中山間地域の中心を結ぶ既存のバス路線のうち、これら地域間を結ぶ路線を本市における幹線として位置づけ交通事業者と行政が主体となって高度なサービス水準を確保する。・わかくさ・小金田線、わかくさ・千疋線 （関シテイターミナルで鉄道軌道駅である長良川鉄道関駅と接続） 中心市街地の周辺部では、地域特性や需要に見合った運行形態で、本市における長良川鉄道関駅との乗継拠点に連絡する公共交通サービスを確保する。 <p>これら公共交通相互間の接続性向上を図るため、公共交通ネットワークの構築に合わせて乗継拠点を整備し、まちづくりと一体となった活性化を図る必要がある。現在、合併地域において、公共施設等の統廃合が検討されており、これら整備の進捗に合せて乗継拠点の整備を進めるものとする。</p> <p>関市の重要な乗継拠点となる長良川鉄道関駅の西口駅前広場については、平成26年4月より供用を開始し、市内を運行する各路線とのアクセス、長良川鉄道とのアクセスも容易になり、さらに公共交通ネットワークが充実する。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・理想的な公共交通ネットワークを構築するためには、計画の目標を以下のように設定する。
 なお、実績値が基準値を達成している場合は、実績値を計画の目標として設定する。

区分	路線名	①利用者数(人/日)				
		基準値	R2実績	R4目標	R5目標	R6目標
市幹線	関板取線	138	119.3(86%)	126	132	138
関地域	わかかさ・小金田線	50	32.6(65%)	38	44	50
支線系	わかかさ・千疋線	43	13.1(30%)	23	33	43

区分	路線名	②1便あたりの利用者数(人/便)				
		基準値	R2実績	R4目標	R5目標	R6目標
市幹線	関板取線	10	10.0(100%)	10	10	10
関地域	わかかさ・小金田線	8	6.6(83%)	7	8	8
支線系	わかかさ・千疋線	7	2.9(41%)	4	5	7

区分	路線名	③利用者一人あたりの補助額(円/人)				
		基準値	R2実績	R4目標	R5目標	R6目標
市幹線	関板取線	1,000円/人 以下	913(110%)	900	900	900
関地域	わかかさ・小金田線		1,406(71%)	1,300	1,200	1,000
支線系	わかかさ・千疋線		2,218(45%)	1,800	1,500	1,000

区分	路線名	④沿線人口100人・1日あたり利用者数(人)				
		基準値	R2実績	R4目標	R5目標	R6目標
市幹線	関板取線	0.48	0.95(198%)	0.95	0.95	0.95
関地域	わかかさ・小金田線	0.65	0.78(120%)	0.78	0.78	0.78
支線系	わかかさ・千疋線	0.46	0.47(102%)	0.47	0.47	0.47

※関市地域公共交通網形成計画【1-1】(P.16)より抜粋

※実績の括弧内数値は基準値に対する達成率

(2) 事業の効果

- ずっと暮らし続けられる関市を支えられる地域公共交通ネットワークの構築
 - ・高校生が公共交通で通学できるサービスの提供
 - ・高齢者が公共交通で日常的な生活ができるサービスの提供
 - ・より多くの人が使しやすい公共交通サービスの提供

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・路線別評価の実施（実施主体：関市）【網形成計画事業 1-1】 ・企画乗車券、イベント装飾やラッピング車両による利用促進（実施主体：当協議会） 【網形成計画事業 3-2、3-4】 ・バスの乗り方教室、通学支援制度の充実（実施主体：関市および当協議会） 【網形成計画事業 2-3、4-4、4-5】
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>関市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>岐阜乗合自動車株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成20年5月21日（第1回） 協議会設立、事業内容について協議
- ・平成20年11月5日（第2回） 関市地域公共交通総合連携計画について協議
- ・平成21年2月19日（第3回） 関市地域公共交通総合連携計画の承認
- ・平成21年6月22日（第4回） 計画事業の実証について協議
- ・平成21年11月9日（第5回） 実証運行状況の報告、バス路線の評価方法の協議
- ・平成22年3月16日（第6回） バス路線の評価方法の承認
- ・平成22年7月28日（第7回） 計画事業の実証について協議
- ・平成22年11月25日（第8回） バス路線の中間評価について協議
- ・平成23年3月18日（第9回） バス路線の中間評価の承認
- ・平成23年6月23日（第10回） 平成24年度地域内フィーダー計画の承認
- ・平成24年1月23日（第11回） バス路線最終評価の検討
- ・平成24年3月23日（第12回） バス路線最終評価の承認
- ・平成24年6月21日（第13回） 平成25年度地域内フィーダー計画の承認
- ・平成25年1月29日（第14回） 平成24年度バス路線の実績及び評価結果
- ・平成25年6月19日（第15回） 平成26年度地域内フィーダー計画の承認
- ・平成26年1月20日（第16回） 生活交通ネットワーク計画の変更認定申請の承認
- ・平成26年6月23日（第17回） 平成27年度地域内フィーダー計画の承認
- ・平成27年1月21日（第18回） 平成26年度バス路線の実績及び評価結果
- ・平成27年6月29日（第19回） 平成28年度生活交通確保維持改善計画
- ・平成28年1月21日（第20回） 平成27年度バス路線の実績及び評価結果
- ・平成28年6月22日（第21回） 平成29年度生活交通確保維持改善計画
- ・平成28年8月29日（第22回） 網形成計画の方向性についての協議
- ・平成28年10月20日（第23回） 調査結果及び現状分析報告と課題整理
- ・平成28年12月16日（第24回） 計画の基本方針及び目標の検討
- ・平成29年1月27日（第25回） 素案の承認、平成28年度バス路線の実績及び評価結果
- ・平成29年3月15日（第26回） 網形成計画（案）の承認
- ・平成29年6月19日（第27回） 平成30年度生活交通確保維持改善計画
- ・平成29年12月25日（第28回） 平成29年度バス路線の実績及び評価結果
- ・平成30年6月28日（第29回） 平成31年度生活交通確保維持改善計画
- ・平成30年12月26日（第30回） 平成30年度バス路線の実績及び評価結果
- ・平成31年2月1日（第31回） 平成31年度生活交通確保維持改善計画の変更
- ・令和元年6月26日（第32回） 令和2年度生活交通確保維持改善計画
- ・令和2年1月30日（第33回） 令和元年度バス路線の実績及び評価結果
- ・令和2年6月26日（第34回） 令和3年度生活交通確保維持改善計画
- ・令和3年1月21日（第35回） 令和2年度バス路線の実績及び評価結果
- ・令和3年6月29日（第36回） 令和4年度生活交通確保維持改善計画

18. 利用者等の意見の反映状況	
市民や利用者からの意見聴取、協議会意見を反映して本事業計画を作成	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
関係市区町村	関市基盤整備部都市計画課
交通事業者・ 交通施設管理者等	社団法人岐阜県バス協会 岐阜乗合自動車株式会社 株式会社ドライビングサービス 岐阜交通東部株式会社 長良川鉄道株式会社 岐阜国道事務所 美濃土木事務所 関警察署
地方運輸局	岐阜運輸支局
その他協議会が 必要と認める者	名古屋大学 関市自治会連合会 関市社会福祉協議会 関市老人クラブ連合会 関商工会議所 関市PTA連合会 関市女性連絡協議会 岐阜乗合自動車労働組合

報告第1号

地域公共交通確保維持事業の二次評価結果について

(別紙)中部運輸局二次評価結果 令和3年3月1日付け中運交企第156号通知

自治体・協議会名	関市公共交通活性化協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・乗降調査を実施、利用実態を把握した上で市街地路線が再編されたことを評価します。
- ・新たな公共交通の方法として、自動運転技術の実証実験が行われたことを評価します。

期待する取組

これまでの網形成計画での取組の評価、課題を整理した上で、新地域公共交通計画の策定に向け協議されることを期待します。

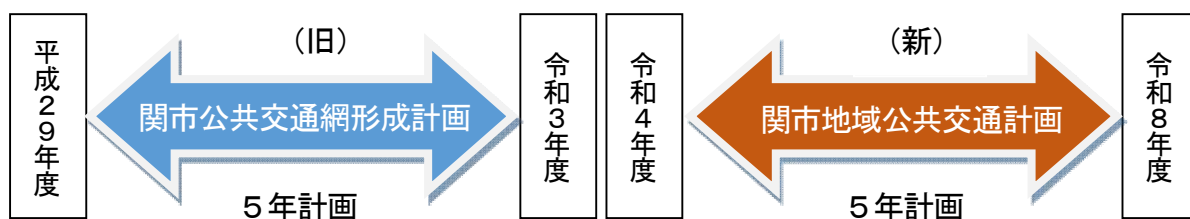
関市地域公共交通計画について

1. 地域公共交通計画とは

根拠
目的

地域公共交通の活性化および再生に関する法律
持続可能な旅客運送サービスの提供を確保するための地域交通に関する
マスタープランとして、課題と目標（事業）を設定する。

2. 関市における計画の状況



計画の改正点

- 地方公共団体による計画作成が努力義務化
- 福祉輸送、スクールバス等の地域の多様な輸送資源も計画に位置付け
- 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価

3. 計画策定に係る業務委託先

受注者：株式会社 テイコク 代表取締役 中嶋 徹（岐阜市橋本町二丁目8番地）

4. 今後の計画策定スケジュールについて

- R3. 7～9 住民意見交換会
- R3. 9～10 OD調査、利用者アンケート
- R3. 10～11 調査結果の報告【協議会開催】
- R3. 10～1 計画取りまとめ（パブリックコメント）
- R4. 1 素案の確認、修正【協議会開催】
- R4. 2 全員協議会・パブリックコメントで意見募集
- R4. 3 最終案の確認・承認【協議会開催】

高校に進学される皆さん 路線バスで通学しませんか

関市の公共交通は高校に進学される皆さんが地域に住みながら便利に通学していただきたいと考えています。以下、利用方法や料金等（※1）を紹介しますので通学方法を検討するのに参考にしてください。

関高校・山県高校に通学される方へ

関板取線をおすすめします。ほらどキウイプラザから乗継をしなくても通えます。



片道料金
関高校 300 円 → 1ヶ月あたりの料金
関高校 12,000 円
(往復 600 円×20 日)

片道料金
山県高校 200 円 → 1ヶ月あたりの料金
山県高校 8,000 円
(往復 400 円×20 日)

武義高校に通学される方へ

牧谷線をおすすめします。ほらどキウイプラザから乗継をしなくても通えます。



片道料金
300 円

1ヶ月あたりの料金
12,000 円
(往復 600 円×20 日)

関商工高校に通学される方へ

関板取線から倉知線への乗継ぎをおすすめします。



片道料金
300 円 + 310 円
(関板取線) + (倉知線)

1ヶ月あたりの料金
19,810 円
関板取線分 12,000 円
(往復 600 円×20 日)
倉知線分 7,810 円
(平日通学定期券)

関有知高校に通学される方へ

関板取線から長良川鉄道への乗継ぎをおすすめします。

なお、乗継証明書(※2)を使用すると、関板取線分の料金 12,000 円 (1 か月あたり) の負担がなくなるため、大変お得です。



片道料金
300 円 + 210 円
(関板取線) + (長良川鉄道)

1ヶ月あたりの料金
17,660 円
関板取線分 12,000 円
(往復 600 円×20 日)
鉄道分 5,660 円
(通学定期券)

岐阜城北高校・岐山高校・長良高校に通学される方へ

岐阜板取線をおすすめします。ほらどキウイプラザから乗継をしなくても通えます。



片道料金
岐阜城北高校 360 円
岐山高校 460 円
長良高校 520 円

1ヶ月あたりの料金
岐阜城北高校 9,070 円
岐山高校 11,590 円
長良高校 13,060 円
(平日通学定期券)

※1 料金は令和2年10月1日現在のものです。

※2 長良川鉄道と関シティバスの乗継証明書制度については裏面をご確認ください。

関市役所都市計画課総合交通推進室
Tel 0575-23-7981 (直通)

長良川鉄道と関シティバスの乗継証明書制度について（※2）

長良川鉄道の通学定期券と関シティバスの両方を利用して高校へ通学する場合に関シティバスの運賃が無償になる乗継証明書を発行しています。利用前の申請が必要です。詳しくは、関市ホームページまたは関市役所都市計画課へお尋ねください。

お問い合わせ

関市役所都市計画課総合交通推進室
関市若草通3丁目1番地
Tel 0575-23-7981（直通）
<https://www.city.seki.lg.jp/0000012241.html>



時刻表の改正について

利用者皆様のご意見を参考に運行経路やバス停、時刻の見直しを定期的に行っています。
より多くの方に利用していただける公共交通を目指して取り組んでいますので、ご意見をお聞かせください。

令和 3 年度事業計画

本協議会は、地域需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保と旅客の利便の増進を図るため、関市地域公共交通網形成計画の目標を達成するための事業の実施、輸送サービスの実現に必要な事項の協議、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議を行います。

1 関市地域公共交通網形成計画の目標を達成するために次の事業を実施します。

目標番号	事業内容	実施予定	実施内容・未実施理由
1-1	公共交通の運行	○	12月に路線別の評価基準値に基づき、評価を行い、課題を明確にし、対応方針を打ち出します。
1-2	バス路線の再編	○	昨年10月に実施した市街地路線再編後の利用状況を把握し、必要に応じてダイヤ改正等見直しを検討していきます。
1-3	交通結節点の整備・改善	—	令和3年度は交通結節点の整備・改善予定がないため、令和4年度以降に実施予定。
1-4	バス停環境の改善	○	武芸川谷口バス待合所および関口駅駐輪場屋根の修繕を実施し、バス停環境を改善します。 昨年12月に安全性確保対策が必要なバス停として国が公表したバス停について、対策を検討し改善します。
1-5	バス・鉄道の連携強化	○	ダイヤ改正を検討する際は、通勤通学の時間帯において、バスと鉄道が円滑に乗継できるよう鉄道事業者とも連携し、関シティバスのダイヤを設定します。
2-1	市内における統一的な運賃体系の構築	—	地域内バスの有償化後に実施予定。
2-2	お得な共通定期券の導入	—	地域内バスの有償化と【2-1】市内における運賃体系の見直し後に実施予定。
2-3	学生通学支援補助制度の導入	○	①運賃負担の緩和及び長良川鉄道の利用促進を図るため、関シティバスの長良川鉄道乗継に関する高校生通学助成事業を引き続き実施します。 ②市内から高速名古屋線を使って専門学校や大学等に通学する学生に定期乗車券の購入補助を引き続き実施します。

目標番号	事業内容	実施予定	実施内容・未実施理由
3-1	交通総合マップ・時刻表の作成	○	バス路線のダイヤ改正にあわせ、鉄道、バス、乗合タクシーの路線図や時刻表を総合的に掲載した「公共交通マップ」を作成し、市内に全戸配布するほか、転入者に配布し、公共交通の利用促進を図ります。
3-2	路線バスの旅「企画乗車券」の導入	○	地域住民や交通事業者と連携を図り、期間を絞って路線バスの旅を企画します。
3-3	バスロケーションシステム等の導入	○	各種民間乗継案内サービス提供企業（路線図ドットコムとナビタイム）へ路線図や時刻表のデータを情報提供しするとともに、GTF Sの更新を行ない、インターネットで検索できるよう公開します。
3-4	イベント装飾バス・ラッピングバスの実施	○	公共交通利用のきっかけづくりとして、季節のイベントに合わせた装飾バスや企業と連携した車両のラッピングバスを実施します。装飾バスは、市内の保育園や幼稚園に協力を依頼します。
3-5	バスタクシー車両のバリアフリー化	○	本年度導入予定の津保川地域のワゴン車1台を高齢者が利用しやすい仕様にします。
4-1	自家用有償運送事業の運営体制の構築	○	市街地との均衡や二重運賃を解消するために、現在、無償運行している地域内バスについて、自家用有償運送事業へ移行を進めます。有償化に向けて、体制を強化するために運行管理者の基礎講習受講の奨励。また、運賃設定にあたり、乗降調査を実施します。
4-2	地域内における新たな移動手段の導入支援	○	高齢による新たな移動手段について検討が必要となっていることから、既存事業者との関係性に留意しつつ、検討、協議をします。
4-3	高速バス・岐阜関係線の利用促進	○	岐阜バスと連携し、土日祝限定1日乗り放題のホリデーパスの販売をします。
4-4	バス乗り方教室の実施	○	①バスでの移動に慣れ親しみ、公共交通への理解と利用マナーを身につけることを目的に夏休みに「小・中学生関シティブスの乗車体験事業」を実施します。申込人数が増えるよう、配布ちらしの工夫をします。 ②包括支援センターと連携して、高齢者を対象にしたバスの乗り方教室を開催します。
4-5	学生を対象とした公共交通利用のきっかけづくり	○	公共交通の利用促進を図るため、補助制度等の周知やPRを行います。引きつづき、高校に進学する中学3年生の保護者に補助制度等を記載したちらしを配布します。

- 2 輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行います。
地域における実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議します。
- 3 生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議
地域公共交通の確保・維持・改善のために、協議会で議論し、策定します。
- 4 関市地域公共交通計画の策定
令和3年度で関市地域公共交通網形成計画が最終年度を迎えるため、新たに関市地域公共交通計画を策定します。

令和3年度予算

【収入の部】

(単位：円)

	R3予算額	R2予算額	比較	備考
1 補助金	7,790,160	922,160	6,868,000	市補助金 国補助金（地域公共交通確保維持 改善事業費補助金）
2 預金利子	840	840	0	預金利子等
収 入 合 計	7,791,000	923,000	6,868,000	

【支出の部】

(単位：円)

	R3予算額	R2予算額	比較	備考
1 会議費	516,000	472,000	44,000	費用弁償 資料作成等
2 事務費	166,160	144,000	22,160	駐車料、研修費 振込手数料等
3 事業費	7,108,000	306,160	6,801,840	地域公共交通計画作成業務 小中学生夏休み乗車体験 （乗車券印刷、運賃）他
4 予備費	840	840	0	
支 出 合 計	7,791,000	923,000	6,868,000	

関市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第11条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、関市基盤整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年 6月19日から施行する。

この規約は、平成27年 7月10日から施行する。

この規約は、平成30年 6月28日から施行する。

この規約は、令和 3年 5月10日から施行する。